

監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という）第 19 条第 4 項及び同法第 38 条第 2 項の規定に基づき、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター（以下「法人」という。）の令和 6 事業年度（令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告します。

I 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査規程等に基づき、理事長、理事、内部監査部門、業績評価部門その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求め、主たる事務所、従たる事務所等において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査しました。加えて、海外の代表的な研究拠点を訪問して調査を行いました。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制、その他法人の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じ説明を求めました。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）並びに事業報告書（会計に関する部分）を検証するにあたっては、通則法第 39 条の規定に準じた監査を受嘱した監査法人が、独立の立場を保持し、かつ適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、当該監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。また、当該監査法人から会社計算規則第 131 条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行いました。

II 監査の結果

1 法人の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中長期目標の着実な達成に向け、効果的かつ効率的に実施されたものと認めます。

令和 6 年度は令和 4 年度及び令和 5 年度に引き続き、燃料費等の高止まりや大幅な円安により業務等予算が直接的、間接的に圧迫されましたが、予算計画の機動的な修正、効率的な予算執行等により、その影響を最小化するように努力したことは

評価します。令和7年度も引き続き予断を許さない状況なので、その対応を注視します。

2 法人の内部統制システムの整備及び運用についての意見

内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する法人の長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められません。

3 法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実

役員の職務の遂行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められません。

4 財務諸表についての意見

通則法第39条の規定に準じた監査受嘱者である板橋監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

5 事業報告書についての意見

事業報告書は法令等に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

III 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

1 給与水準の状況

その水準は、国家公務員の水準と比較して、妥当と認めます。

2 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況

競争性を確保した公正かつ透明な調達を実施していると認めます。また、適正な経理処理及び経費削減に向けた改善策も継続して実施されました。

3 法人の長の報酬水準の妥当性

その水準は妥当なものと認めます。

4 保有資産の見直し

適切に行われていると認めます。

令和7年6月17日

国立研究開発法人国際農林水産業研究センター

監事

熊代輝義

監事（非常勤）

礒田博子

